

月報

2014 年 2 月号

シンガポール日本商工会議所

MCI(P) NO. 170/04/2013

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

Website: <http://www.jcci.org.sg>

JCCI
SINGAPORE





毎日笑顔、健康な 海外生活をサポート!



海外在留邦人のための総合医療センター

ジャパン グリーン クリニック

外来診察



予防接種



健康診断・医療検査



理学療法



肩痛・腰痛・足痛
スポーツ障害・リハビリ等に

医療相談



生活習慣病・禁煙・アレルギー
感染症・渡航医療・他

ジャパングリーンクリニック

総合診療の
オーチャード本院

診療科目

外来診察 (小児科・内科・外科・耳鼻咽喉科・婦人科*・他一般), 予防接種*, 乳幼児健診* 医療検査*, 健康診断*, 理学療法* (疼痛治療・リハビリ等), 各種医療相談 (アレルギー*・禁煙*・他)

受付時間 月～金 9:00～12:00,
14:00～17:30

土 9:00～12:00
(日・祝 休診)

予 約 一般診察は予約不要です。
*印は要予約。

所 在 地 290 Orchard Road
#10-01 Paragon
Singapore 238859

電 話 6734-8871

ファックス 6733-1213

Eメール

reception@japan-green.com.sg

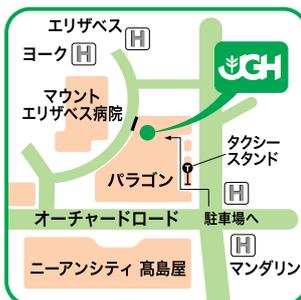
- ◆ MRTオーチャード駅より徒歩10分
- ◆ エレベーターは、1階Tower Lift Lobby1をご利用ください
- ◆ 主要各科医師が在籍し検査機器も揃えた総合クリニックです。



パラゴン



健康診断ロビー



ジャパングリーンクリニック シティ分院

オフィス街の
身近なクリニック

診療科目

外来診察 (内科・一般), 予防接種, 理学療法 (疼痛治療・リハビリ等), 健康診断, 各種医療相談 (アレルギー・禁煙・他)

受付時間 月～金 9:00～12:30,
14:30～17:30
(土・日・祝 休診)

予 約 ご予約をお願い致します。

所 在 地 20 Cecil Street
#07-08 Equity Plaza
Singapore 049705

電 話 6532-1788

ファックス 6532-7673

Eメール

citybranch@japan-green.com.sg

- ◆ MRTラッフルズブレイス駅E出口より徒歩1分
- ◆ お越しの際はIDカード (EP等) をご持参ください
- ◆ 待ち時間を最小限にする予約制を採用。
- ◆ オフィス街の身近なクリニックです。



エクイティプラザ



診察室



歯科はJGHデンタルクリニック(本院内) Tel: 6235 7747

www.japan-green.com.sg

月報

2014

Feb

<特集>

- ミャンマーに対する外国直接投資の現状と問題点について p02
TMI総合法律事務所 ヤンゴンオフィス
行方 國雄
- シンガポールのホテル事情 p09
Grand Copthorne Waterfront Hotel Singapore
Winston L. Reinboth
- 縁の下の力持ち～日常生活とシールについて～ p13
TANKEN SEAL SINGAPORE PTE. LTD.
村田 正和
- シンガポールの高齢者介護-自立と家族支援が基本 p18
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
田村 慶子

<業界ぶらす1> 公共・地方行政

- 「ふじのくに・静岡/Home of Mt. Fuji - Shizuoka」
を世界に広めるため～静岡県シンガポール事務所の活動について p25
Shizuoka Prefectural Government Representative Office
長谷川 卓

<2014年8部会合同新年会>

- 2014年8部会合同新年会 p30

<シンガポール協会便り>

- 日本シンガポール協会のイベントをご紹介します p32

<事務局便り>

- 1月の行事報告、2月の予定 p33

月報題字: 麗扇会 青木 麗峰
表紙写真: 広報委員 高橋 利明
写真タイトル: チャイナタウン

ミャンマーに対する外国直接投資の現状と問題点について

TMI総合法律事務所
ヤンゴンオフィス (TMI ASSOCIATES SERVICES CO., LTD.)
代表弁護士

行方 國雄



第1 はじめに

東南アジア最後のフロンティアとして注目を浴びているミャンマー。2011年3月、テイン・セイン大統領が率いる現政権が民主化及び開放政策を採用して以降、その政治、経済及び社会は急速に変貌を遂げつつある。2012年には欧米の経済制裁も停止、又は一部緩和され、同年11月にはオバマ大統領が、2013年5月には安倍首相が訪緬するなど、ミャンマーを巡る各国の駆け引きも活発となっている。

このようにミャンマーが世界の注目を浴びる理由としては、豊富な天然資源、人口の多さ(労働人口は約2800万人と言われている。)、安い人件費、その地政学的な重要性などが指摘されている。

しかし、2012年10月から実際に弊ヤンゴンオフィスを開設して以来(注1)、当地にて見聞を深めている限りでは、外国企業によるミャンマーへの本格的な投資は未だしの感が強い。電気、通信をはじめとするインフラの未整備は大きな障害であり、人材の欠如も否定できず、法制度の整備も不十分であって、本格的投資を躊躇させている。ヤンゴンに進出済みの日系企業が加盟するヤンゴン日本人商工会議所の会員数も、2013年末時点で133社に過ぎず(但し増加率は急増している。)、しかもこの中で情報収集を主たる業務としている会員の数は少ない(注2)。

少しヤンゴンの現状を描写してみよう。インフラについて言えば、停電はヤンゴン市内においても日常的に起きる事態であり、進出企業の工場は停電に備え自前の発電設備を設けることが不可欠である。インターネットもその日によってはメールの送受信に苦勞する。最近相

当に改善されたとはいえ、ミャンマーにある銀行口座への送金手続きすらスムーズに行かないケースも見受けられる。他方で、ヤンゴン市内におけるオフィスビル、ホテル及びサービスアパートの不足は深刻なものがあり、外国人が利用するオフィスやサービスアパートの家賃やホテル代は東京の平均を遥かに超え、進出への大きな障害となっている。

また、筆者も予想だにできなかったことであるが、若い世代で英語が使える人材の乏しさも深刻であり、将来的にもミャンマーの今後の発展に大きな妨げとならないか危惧される。

以上と比較して、ミャンマー政府は、法制度の整備を急速に進めていると指摘できる。開放政策が採られた以降、過去2年間に75の法律が成立(改正を含む。)したと言われているが、外国投資家に少なからぬ影響があるものとしては、外国投資法、中央銀行法、証券取引法、労働組合法、労働紛争解決法、社会保障法、最低賃金法などが挙げられる。また、比較的近いところで成立が期待される法律としては、経済特区法、商標法、特許法、意匠法、著作権法、コンドミニウム法などがある。また、会社法自体も改正が予定されている。

以上からすると、様々難題を抱えながらも、ミャンマーが長く続いた鎖国状態からの脱皮を比較的短期間に成し遂げる可能性はあるというのが、公平な評価であるように思われる。とりわけ、日本については、ティラワ経済特区プロジェクトをはじめ官民一体となった支援を行っており、ミャンマーの重要性は高まり続けるものと思われる。他方で、2015年に迫った大統領選挙の結果やその前哨戦とも言うべき憲法改正の動きは、外国投資家に大きな影響を与える可能性があり、その動向からは目が離せないとも言える。

本稿は、そのような状況にあるミャンマーに対する外国直接投資の現状と問題点について、新規に会社を設立するいわゆるグリーンフィールド投資とM&Aの双方について、解説を試みるものである。

第2 会社の種類について

ミャンマーにおいては、外国人による株式保有が認められていない種類の会社が存在することから、最初に、ミャンマーにおける会社の種類につき触れておきたい。

(1) 有限責任株式会社

ミャンマーの会社法(The Myanmar Companies Act)は、当時のインド会社法に基づき1914年に制定された古い法律である(但しその後小規模の改正がある。)。この法律は、会社の種類として、「有限責任株式会社(Companies limited by shares)」、「有限責任保証会社(Companies limited by guarantee)」及び「無限責任会社(Unlimited companies)」を認めているが、実際に多く用いられているのは有限責任株式会社である。従って、以下では有限責任株式会社であることを前提とする。

(2) 閉鎖会社と公開会社

会社法には、日本の会社法における公開会社と類似する概念も存在する。即ち、株式譲渡制限があり、株主数が50名以下で、株式又は社債の公募を禁じている会社を「閉鎖会社(Private company)」と呼び、閉鎖会社以外の会社を「公開会社(Public company)」と呼ぶ。従前は公開会社の数は圧倒的に少なかったが、最近の動きとして、公開会社化が目撃されるようになっている。これは、公募による資金調達(会社法には目論見書等に関する規定がある。)又は将来の株式上場(注3)を睨んでの動きと思われる。閉鎖会社と公開会社の分類は、株主総会の定足数や取締役の員数にも違いをもたらす。

(3) 内資会社と外資会社

さらに会社法は、株主の国籍による分類も定めている。即ち、ミャンマー国籍の者が全ての株式を所有し支配している会社を「内資会社(Myanmar company)」と呼び、内資会社及び特別会社法(The Special Company

Act、この法律は、ミャンマー政府との合弁会社を取扱うものである。)による特別会社(Special company)を除く、その余のミャンマーで設立された会社を「外国会社(Foreign company)」(但し、本稿では「外資会社」の表現を用いる。)と呼ぶ。会社の株主に1人でも外国人又は外国の会社がいると、その持株比率の大小に関わらず、外資会社となることに注意を要する。外資会社は、営業許可証(Permit to Trade)の取得を義務付けられるなど、様々な外資会社特有の規制を受けることになる。実務上特に大きな影響をもたらすものとして、ミャンマーにおいては、不動産譲渡制限法(The Transfer of Immoveable Property Restriction Act)により、外国人の不動産の所有及び外国人に対する1年を超える不動産の賃貸借が禁止されているところ、外資会社は同法上外国人として取り扱われるという点が挙げられる。公開会社たる外資会社は認められていないが、所轄官庁である国家計画経済開発省(Ministry of National Planning and Economic Development)の投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration、「DICA」と略称される。)の説明によれば、これも同法が影響しているとのことであった。

なお、会社法の「外国会社(Foreign company)」の定義は、ミャンマー以外の国で設立された会社でミャンマーに事業拠点を有するものを含んでいる。従って、日本の会社がヤンゴンに支店を開設する場合も、ヤンゴンに現地法人を設立する場合と同様、ミャンマーにおける手続きとしては外資会社の設立ということになる。そこで、支店開設であっても、資本金(サービス業につきUS5万ドル以上、製造業につきUS15万ドル以上)を払い込み、営業許可証を取得する必要がある。但し、支店と現地法人の場合で、DICAに提出すべき書類に差異があることは言うまでもない。

(4) 外国投資法

ミャンマーに対する外国直接投資を促進すべく、2012年11月に新しい外国投資法(The Foreign Investment Law)が制定された。この法律は、雇用の確保、人材の育成、技術の移転等といった目的に合った外国直接投資を、様々な特典を与えることで誘致することを内容とするものであるが、他方で、その施行細則(具体的には、国家計画経済開発省通知2013年11号とミヤ

ンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission、
「MIC」と略称される。)通知2013年1号である。) (注4) では、内国資本の保護の為に外国資本には制限又は禁止された業種(これについては、許可されるとしても内国資本との合弁となる。)も定められており、ミャンマー投資委員会が、かかる施行細則に従って、外国資本に対し投資許可を与えるかどうか判断する建付けとなっている。この外国投資法が定める特典としては、税務上の優遇措置に加え、実務上もつと影響があるものとして、外資会社が長期(最長70年間)の不動産賃貸借を得られることが挙げられる(従って、工場を必要とする製造業については、外国投資法の投資許可を得る必要がある。)。即ち、前記の不動産譲渡制限法による規制の例外が認められるのである。こうした外国投資法の特典を享受したい外国資本は、ミャンマー投資委員会の投資許可(以下「MIC許可」という。)を得たうえ、会社法に基づき外資会社を設立することになる。

従って、ミャンマーでは、同じ外資会社でも、MIC許可を持つ外資会社とMIC許可を持たない外資会社が存在する。

第3 ミャンマーに対するグリーン フィールド投資

1 グリーンフィールド投資の形態

前記のような会社の種類に対応して、ミャンマーに対する外国投資家によるグリーンフィールド投資は以下のような形態に分かれる。

(1) MIC許可を持たない外資会社の設立

外国投資法の適用を受けずに、会社法に基づき現地法人を設立し又は支店を開設するものである。手続き的に比較的簡単である為、現時点では多くの外国投資家がこの形態を取っている。現地法人の場合、100%外国資本のケースもあれば、内国資本との合弁のケースもある。この形態の最大の問題点は、不動産譲渡制限法により、1年を超える不動産の賃貸借ができないことである。

(2) MIC許可を持つ外資会社の設立

外国投資法の適用を受けて、MIC許可を得た上、会社法に基づき現地法人を設立するものである。前記のとおり、外国投資法の施行細則により、内国資本との合弁しか認められない業種があったり、予め関係省庁の承認や推薦を得なければならない業種も指定されている。

(3) 経済特区法に基づく外資会社の設立

現在改正作業が進行中の経済特区法に基づき、経済特区(現在、ダウェイ、ティラワ及びチャオピューが指定されている。)の管理委員会から許可を得て、会社法に基づき現地法人を設立するものである。

2 グリーンフィールド投資の現状と問題点

(1) 投資案件数について

DICAが公表するところによれば、新しい外国投資法が施行細則を伴い施行されるようになった2013年2月以降2014年1月上旬までの間に認可されたMIC許可を持つ外資企業は126社、同じ期間内に認可されたMIC許可を持たない外資企業は902社となっている。この中で、日系で認可を受けたMIC許可を持つ外資企業は15社前後であり、業種として縫製業(いわゆるCMP、即ちCut Manufacturing Packingの略で、100%輸出を目的とする受託加工によるものである。)やITソフトウェア開発、自動車製造販売などが目立つ。

なお、外国投資法には、MIC許可の審査期間について、投資提案書受理後90日以内とする旨の規定があり、またMIC許可を持たない外資会社については、仮許可(正式な許可の前に、いずれもTemporaryなCertificate of Incorporation/Registration of Branch OfficeとPermit to Tradeが発行される取扱いとなっている。)を速やかに出す運用が取られているものの、投資の意思決定後、正式なMIC許可又は営業許可を取得できるまでにどの位時間を要するかは、引続き、予想が必ずしも容易とは言えない状況にある。

(2) ミャンマー投資委員会通知2013年1号について

この通知は、禁止される経済活動リスト21分野、ミャンマー国民との合弁事業の形態においてのみ許可される経済活動リスト42分野、及び特別な条件の下で許可さ

れる活動分野(これには、関係省庁の推薦があれば許可される経済活動リスト115分野、その他の条件付で許可される活動分野27分野、及び環境影響評価を要求する経済活動のリスト34分野が含まれている。)を明らかにしており、検討対象たるグリーンフィールド投資が可能かどうか、可能だとして独資でできるか、ミャンマー国民との合弁が必要として出資比率はどうなるのかなどを判断する上で、最も重要な指針である。

しかしながら、リストに記載された分野の記載が簡潔であることから、検討している投資が当該分野に含まれるのかどうか迷うことも少なくない。そのような場合は、DICAに面談して直接確認を取る必要が出てくるが、面談の結果、通知の記載からは想定できないような指導(例えば出資比率)が示されることがあるのが興味深いところである。

なお、この通知は近々改訂されるとの新聞報道があったが、本稿脱稿の時点では現実化していない。

(3) Trading Businessの禁止について

外国投資家がミャンマーでのビジネスモデルを検討するに当たり大きな足枷となっているのは、2002年2月6日のミャンマー連邦Trading Council会議の決定により、外資会社はTrading Businessが許可されていないことである。このTrading Businessの定義は明記されていないが、一般に、物の売り(輸出)―買い(輸入)の取引に介在することという、極めて広い概念であると考えられている。この禁止は、MIC許可を持つかどうかにかかわらず適用されるとされている為、外国投資家が描けるビジネスモデルの幅を大きく狭めていると言わざるを得ない。かかる規制はいずれ撤廃されるとの噂もあり、一刻も早い規制緩和が強く望まれる。

(4) 労働法について

前記のとおり、労働法の分野では、開放政策へ転換後、比較的短期間内に、労働組合法(The Labour Organization Law)(2011年)、労働紛争解決法(The Settlement of Labour Dispute Law)(2012年)、社会保障法(The Social Security Law)(2012年。成立はしているものの、未施行である。)、最低賃金法(The Minimum Wages Law)(2013年)、及び労働及び技術向上法(The Labour and Skill Improvement Law)(2013年)が成立して

いる。従って、ミャンマーへの外国直接投資完了後は、これら労働法の内容について理解を深め、これを遵守していくことが必要となる。

第4 ミャンマーにおけるM&A

1 ミャンマーにおけるM&Aの手法

ミャンマーにおけるM&Aの手法について概観すると、以下のとおりである。

(1) 組織再編

ミャンマーの会社法には、合併、会社分割、株式交換といった組織再編に関する規定はない。従って、考えられるM&Aの手法としては、株式の取得(既存株の譲渡又は新株の取得)か事業譲渡に限定される。

(2) 株式の取得

ア. ミャンマーの会社については、前記の会社の種類によっては、外国資本(これには外資会社が含まれる。)がその株式を取得できないので、先ずはこの点を述べる。

即ち、現在、内資会社については、閉鎖会社であれ、公開会社であれ、外国資本がその株式を取得することはできない。簡単に言えば、外国人は、内資会社の株式を既存株主から譲受けたり、内資会社から新しい株式の割当を受けることができないのである。この点につき法律に明文の規定がある訳ではないが、実務上そのように運用されている。DICAへの問合せ結果から判断して、外国人が仮に内資会社の株式を一部でも取得すると、内資会社から外資会社へと変貌することへの対応が、会社法上充分には手当てされていないことが影響しているものと推察される。

これに対し、MIC許可を持たない外資会社については、外国資本が既存株主(ミャンマー人であれ外国人であれ)から株式を譲受けたり、外国資本が新しい株式の割当を受けることは可能である。

また、MIC許可を持つ外資会社についても、MIC許可を持たない外資会社と同様であるが、株式譲渡や株式割当をするにあたり、ミャンマー投資委員会の許可を得る必要がある。

以上の結果、外国資本による株式取得というM&A手法の対象会社となりうるのは、外資会社に限定される。言い換えれば、既に存在する魅力あるミャンマーの会社(内資会社)につき、外国資本が単純に資本参加するという取引は認められていないのである。

このような状況のもと、2013年7月29日に新しいミャンマー国民投資法(The Myanmar Citizens Investment Law)が成立した。この法律は、ミャンマー国民が行う投資のうち一定のものを、ミャンマー投資委員会の投資許可に係らしめる一方で、当該許可を得たものには、外国投資法が定める恩典と同種の恩典(例えば税務上の優遇措置)を与えようとするものである。この新しい法律によると、同法の投資許可を得たミャンマー国民たる投資家は、保有株式の全部又は一部を外国投資法に従って(即ちミャンマー投資委員会の許可を得て)、外国人又は外資会社に譲り渡す権利があると規定されている。この法律により、外国資本が内資会社に資本参加する途が一部開かれた可能性があり、今後の同法の運用が注目される。

イ. 株式譲渡の手続きは、譲渡人と譲受人の双方が譲渡證書(instrument of transfer)に署名し、これを添えて会社に登録申請書を提出することによって行われ、株主名簿に譲受人が登録されることで効力が発生するとされている。株券は、券面に表示された名義人が表示された株式数の株式に対する権利を有することの一応の(prima facie)証拠とされるに留まり、株券の交付が株式譲渡の効力発生要件とはされていない。

ウ. 他方、新株の発行に関しては、会社法では、株主割当が原則とされており、既存の株主が新株を引き受けないことが確定した後に、引き受けられなかった株式につき第三者に対する割当が可能となる建付けとなっている。

エ. なお、株式の取得を検討する際に欠かせない情報である株主総会における決議要件につき、会社法は、出席株主の過半数の賛成により成立する普通決議と、出席株主の4分の3以上の賛成により成立する特別決議及び特殊決議を規定している。これらの決議対象に関する詳細は省くが、取締役の選任が普通決議であ

る一方で、定款変更が特殊決議になる等、日本法と、さほど異なるところはない。

(3) 事業譲渡

ミャンマーの会社法には、日本の会社法第467条以下が定めるような、事業譲渡に関する特別な規定は存在しない。従って、譲渡財産に応じ、定款が定める財産の処分等に関する手続きに則り、事業譲渡は行われることになる。

前記のとおり、外国資本は、内資会社の株式を取得できないことから、外国資本による内資会社に対するM&Aは、内資会社の事業を事業譲渡による獲得するという手法とならざるを得ない。即ち、外国資本は、外資会社を設立し、この外資会社が内資会社から既存の事業を譲り受けることにより目的を達成することとなる(注5)。

なお、この変形として、外国資本が、ローカルパートナーから内資会社の事業を現物出資して貰って、外資会社たる合弁会社を新たに設立するというケースも存在する。但し、現物出資の受け入れが認められる外資会社は、運用上、MIC許可を持つ外資会社に限定されている模様である。

既に存在する外資会社が事業譲渡を受ける場合は、当該事業が、営業許可証に記載された事業目的やMIC許可の対象となった事業に含まれるかどうか注意をする必要があり、仮に含まれない場合は、DICA又はミャンマー投資委員会から改めて許可を得る必要がある。

2 現状の問題点

(1) M&A取引のインフラが未整備であること

M&Aが広く安心して行われる為には、様々なインフラが整う必要があるが、この点、ミャンマーでは多くの課題が残っている。法的インフラを例に取れば、前記のとおり、会社法には組織再編の規定はなく、株式取得にも様々な制約があり、事業譲渡も実際に行おうとすると様々な課題(とりわけ、事業遂行に必要な許認可が円滑に継承されるかどうか)に直面することが予想される。人的インフラについても、国内の証券会社は存在せず、また会社法を理解し積極的に使いこなそうという意識を持つローカルの弁護士の数は、極めて限られているように見受けられる(注6)。

(2) 関係者の経験不足が予想されること

ミャンマーにおけるM&AのMOUにも、デュー・ディリジェンスの実施が触れられていることが通例である。しかし、ミャンマー側当事者が、デュー・ディリジェンスの意味、重要性をどこまで理解しているか疑問を感じる局面が少なくない。また、一般的な株式譲渡契約書や事業譲渡契約書の内容、構成についても、不慣れな企業家も多いと言わざるを得ない。

更に、ミャンマーの会社では帳簿が二重(以上)に作成されることが珍しくなく、財務デュー・ディリジェンスによって果たしてどこまで会社の実態に迫れるか疑問であるとの根本的な問題提起もある。

内資会社に既存の事業を現物出資して貰い、合弁会社として新規にMIC許可を持つ外資会社を設立するケースでは、法務デュー・ディリジェンスの中心的な課題は、当該事業に含まれる土地に関する権利となることが多い。しかし、ミャンマーの不動産に関する法規制は複雑であり、慎重な調査を余儀なくされることとなる。

また、ミャンマー国民が自己の土地に対する権利を現物出資して、合弁会社として新たにMIC許可を持つ外資会社を設立するケースでは、昨今の都市部を中心とした不動産価格の急騰を背景に、当該土地に対する権利をどう評価するか、ひいてはミャンマー側の出資比率をどうするかを巡って対立が生ずることが少なくない。

(3) 持株会社の利用

2013年3月に公表されたユニ・チャームの子会社がミャンマーの女性用生理用品及び乳児おむつ製造販売大手Myanmar Care Products Limited(以下「MCP」という。)を買収したケースでは、MCP株式の88%を保有するシンガポールの持株会社の全株式と、MCP株式10%相当の双方が買収の対象となっている(注7)。このうち、シンガポールの持株会社の全株式の買収は、MCPの株主構成自体に直接の変動をもたらすものではないため、株主変動に際しミャンマー法上必要となる手続き(例えばMIC許可を持つ外資会社における、株式移転に対するミャンマー投資委員会の許可)は不要となるとの利点がある。

ミャンマーとシンガポールとの間には租税条約が結ばれており、一定の要件のもと、ミャンマーでのキャピタルゲインに対する課税を軽減できることから、シンガポー

ルに持株会社を設立し、これを經由して外資会社を設立し、将来の外資会社の売却に備えるというケースは今後も増えるものと予想される。

加えて、かかる持株会社傘下の外資会社を対象とするM&Aにおいて、シンガポールの持株会社の株式を取得する方法は、上記のとおり、ミャンマーにおけるM&Aの現状の問題点を多少は緩和する可能性を有し、シンガポールにキャピタルゲイン課税がないことも勘案すれば、関係者にとり魅力的なストラクチャーであると言える。

今後、日本企業がミャンマーに進出する場合には、このようなExitの容易性も勘案して、進出のストラクチャーを検討する必要があり、外資会社を買収する際も同様である。

(4) 競争法について

なお、ミャンマーには、現在、企業結合規制を含む競争法は存在せず、立法化の動きも報じられていない。

第5 おわりに

上記のとおり、ミャンマーに対する外国直接投資は、グリーンフィールド投資であれM&Aであれ、その端緒に付いたばかりの状況であり、個別案件毎に様々な難題を乗り越えて進められていると言っても過言ではない。しかし、開放政策を推進するミャンマー政府の決意は固く、今後、比較的短期間で外国直接投資をより安心して実行できる環境の整備が進む可能性がある。ミャンマーが持つ豊富な天然資源、多くの人口、安い人件費といった魅力を考えれば、ミャンマーに対する外国直接投資が激増する可能性も少なくない。現在、国を挙げてミャンマー支援を推し進めている日本において、ミャンマーに対する外国直接投資の機会を模索する企業が増えて行くことを期待したい。

(注1) ミャンマーでは、後記の外資会社がミャンマー法に関するリーガルサービスを提供することに特段制限がない。従って、弊ヤンゴンオフィスは、独資の外資会社として設立され、現在、日本人弁護士2名とミャンマー人弁護士3名で活動を行っている。

(注2) ミャンマーを視察に訪れた日系企業が本格的投資になかなか踏み切れない状況を揶揄して、NATO(No Action, Talking Only)という言われ方がある。

(注3) これらはDICAのHP(<http://www.dica.gov.mm/>)から英語版が入手できる。

(注4) ミャンマーには現在証券取引所はなく、店頭市場として「ミャンマー証券取引センター」が存在するだけである。従って、少なからぬミャンマーの会社が、シンガポールの証券取引所への上場を検討しているようである。但し、2013年7月31日に成立した証券取引法に基づき、日本取引所グループ等の協力のもと、2015年を目処にミャンマーにも証券取引所が開設されることになっている。なお、成立した証券取引法には公開買付けの規定は含まれていない。

(注5) これとは別に、様々な契約上のアレンジにより、外国資本が内資会社の事業のステークホルダーとなれないかという問題がある。例えば、日本企業であれば、匿名組合方式により内資会社に資金の提供ができないかと発想するであろうし、これ以外にも、外国資本と内資会社とが事業を共同で営む契約や、外国資本と内資会社とがパートナーシップを組成する契約など、様々な考えられるところではある。しかし、実際にこのような契約上のアレンジがどこまで可能であり、且つ外国資本が望むような運営ができるかどうか、未だ未開拓と言わざるを得ない。

(注6) ミャンマーで会社を設立する場合、従前は首都のネピドーまで申請書類を持参する必要があったが、2013年に入りヤンゴンのDICAのオフィスでの申請及び審査が可能となった。しかし、DICAが準備するモデル定款の内容を変更すると、ヤンゴンでの審査ではなくネピドーでの審査となってしまう模様である。こうしたこともあってか、ローカルの弁護士の中には、合弁契約の内容に従ってモデル定款をカスタマイズしようという意識が乏しいように思われる。

(注7) http://www.unicharm.co.jp/ir/news/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/05/31/130322_Press_Release_J_.pdf

執筆者氏名

行方 國雄（なめかた くにお）

経 歴

1977年 東京大学法学部卒業
 1979年 弁護士登録
 1994年 ミシガン大学ロースクール卒業
 ベルギー、ブリュッセルのドウバント・ヴァンヘッケ・アンド・ラゲ法律事務所勤務
 1995年 香港のスティーヴンソン・ハーウィド・アンド・ロー法律事務所勤務
 ニューヨーク州弁護士登録
 2007年 東京大学法科大学院客員教授（～2010年）
 2012年 TMI総合法律事務所ヤンゴンオフィス代表

（専門分野）

企業法務、M&A、ジョイントベンチャー、株式公開

シンガポールのホテル事情

GRAND COPTHORNE WATERFRONT HOTEL SINGAPORE

WINSTON L. REINBOTH



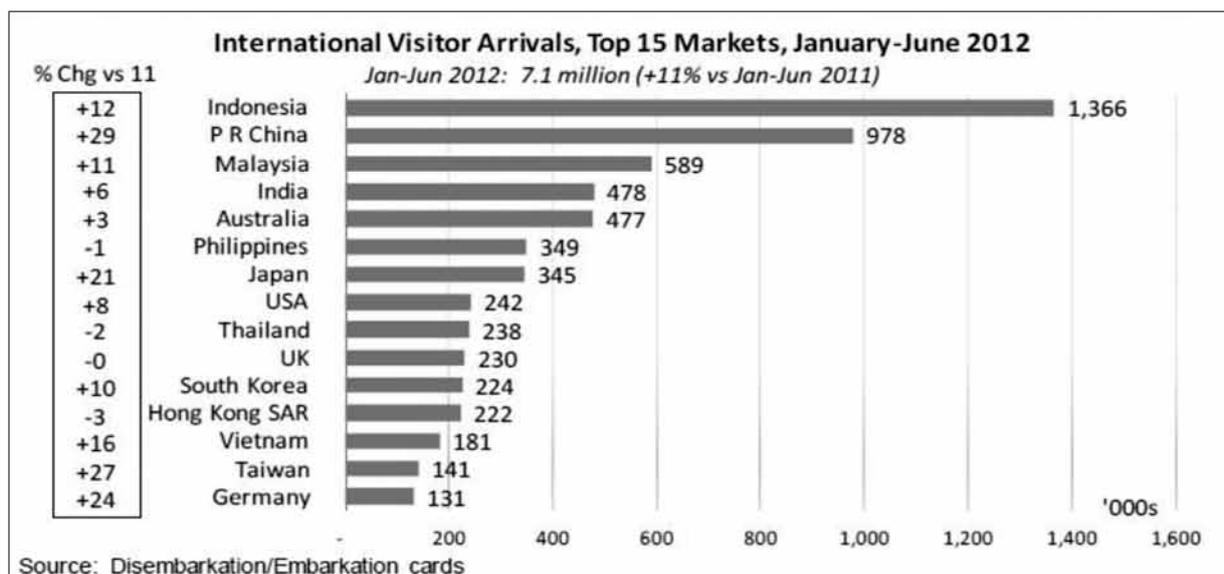
観光立国としてのシンガポール

ここ5年間で、シンガポールへの日本人観光客は飛躍的に増えています。シンガポール観光協会によりますと、2012年度では、インドネシア(1,366,000人)、中国(978,000人)、マレーシア(589,000人)、インド(478,000人)、オーストラリア(477,000人)が1月から6月の海外訪問者数のトップ5でした。これらトップ5の市場は海外観光客全体の55%を占めていました。またトップ15の国の中では、中国と日本がこのところ非常に強い伸びを示しています。日本マーケットは2013年度も引き続き成長を続けています。

毎年増加する日本人のシンガポール訪問者数

2010年にリゾートワールドセントーサ、2011年にはマリーナベイサンズがオープンし、シンガポールは観光客にとってますます人気を博すようになりました。当ホテルでも安定した日本人観光客、およびビジネス客の増加がみられました。

日本からシンガポールへの年間訪問者数は全体の5%です。2011年ではシンガポール観光客の中で7番目に強い成長市場でした。2009年から2010年の比較では8%の伸び、また2010年から2011年の比較では24%まで伸びています。さらに2014年から2015年にはさらなる成長が見込まれています。



日本人訪問客の増加に伴い、当ホテル内には営業部(アシスタントダイレクター)とフロントデスク(ゲストリレーション)にそれぞれ日本人スタッフを配置しております。当ホテルへのコーポレート予約の大半が、シンガポール国内の日本企業を通して当ホテルの予約部あるいは営業部にておこなわれていますが、最近ではオンラインでの予約や当ホテルの直接のウェブサイト予約も5%増加しています。

異文化交流のアジアの拠点とグローバル ビジネス立国のシンガポール

観光目的で訪れる日本人は一般的な観光旅行というより、個人の趣向に合った観光を選択しているようです。ユニークな体験を求め、つまりその国でしか経験できないものを探しています。シンガポールは主に華人、マレー人、インド人で構成されており、また東西の伝統と文化の最高のものを合わせもっているため、多種多様な異文化体験ができる観光目的地として人気があります。

その一方で、ビジネス会議目的で訪問される方が多いのも事実です。商社をはじめとする多くの日本企業がアジアでのビジネスチャンスをつ

かむため、シンガポールにリージョナルオフィスを立ちあげたことが主な要因だと思われます。

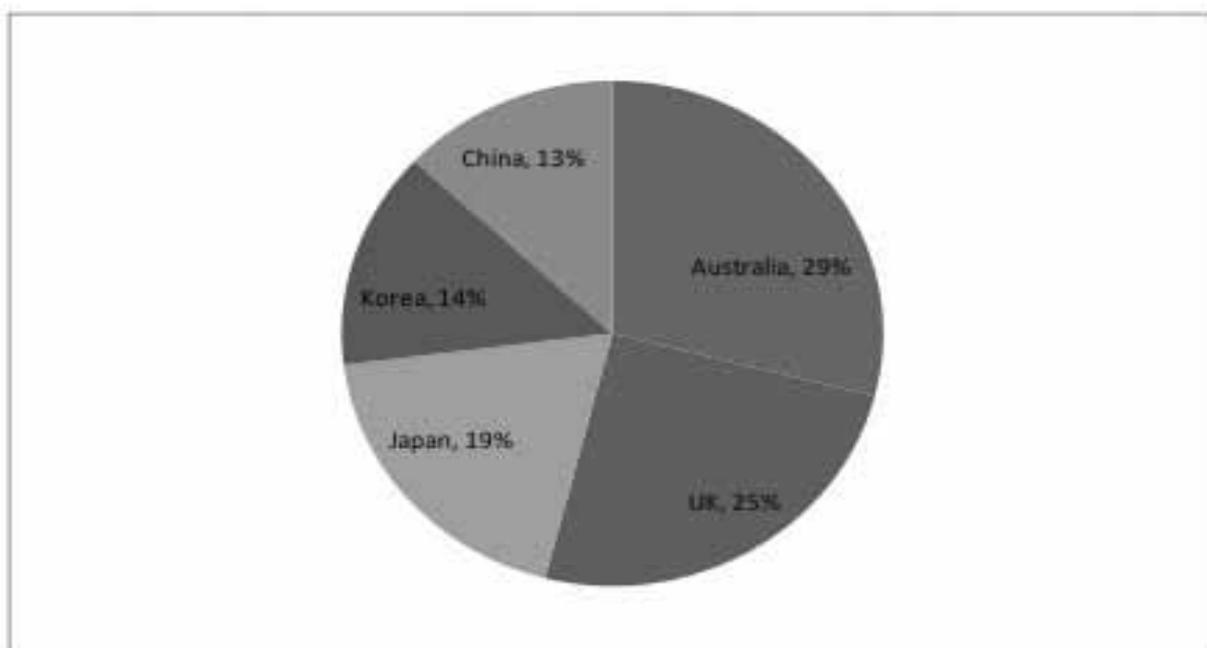
ちなみに当ホテルの2010年と2011年の統計では、80%がビジネス客、20%が観光客でした。2012年と2013年では観光客の増加が少し見られ、現在ではビジネス客が75%、観光客は25%となりました。

当ホテルにおける2013年の国別の宿泊客の構成を紹介しますと、もちろん日本シェアは当ホテルでもトップ5マーケットの代表格ですが、オーストラリアからのお客様が最も多く、次いでUK、3位に日本からのお客様となっております。先に示しましたシンガポール観光協会のデータと比較しまして、ビジネス客が75%を占める当ホテルでは欧米及び日本人ビジネス客が多く、インドネシア、マレーシア、インドからのお客様のシェアが低いことが一つの特徴として挙げられます。

コーポレート料金

近年、欧米・日本企業などこの企業も海外出張費用と滞在数は厳しく制限されています。

Visitor Arrivals at Grand Copthorne Waterfront 2013



毎年コーポレート料金の設定を9月以降ははじめますが、2014年の交渉は2013年に比べて非常に厳しくホテルにとっては大変でした。欧米の企業は再交渉だけでなく、再々交渉まで行くケースもあり、2014年のコーポレートホテルを決定しない欧米企業もあります。これほど12月クリスマス近くまでずれ込んでいるのは、シンガポール国内に三つ星、四つ星クラスのホテルが多くオープンしたことによります。

シンガポールのホテルは人材不足

シンガポールはアジアのほかの国々に比較するとホテルの稼働率が高いのですが、ここにきてどこのホテルも労働力不足が大きな課題となっています。これは外国人就労者のビザ取得が年々厳しくなっていることと、地元の就労者が長時間またはシフトがあるサービス業に就職を希望しないことが原因です。

会議開催の場を提供するサービス

シンガポール国内には数えきれないほどのホテルが既にあり、2014年には更に新規ホテルがオープンします。その中で独自性を打ち出そうと各ホテルはしのぎを削っています。ビジネス客、観光客に対するサービス内容には、

- ①ロケーション:ビジネス街や観光地に近い。
- ②ファシリティー:ワイヤレスインターネット、ケーブルテレビ、有料映画をはじめとするビジネス機能が備わっている。
- ③各種ベッドサイズ:キングサイズベッド、ツインベッド等、目的に応じて。

といったことが挙げられます。

当ホテルでは、これらに加え、企業展示会、企業研修、企業一般会議といった国際会議ビジネスにフォーカスを当てた取り組みを展開しております。ホテル内にパーティールームを始め、

34室の異なったサイズのファンクションルームを備えています。ビジネス会議や展示会に適した会場もあり、2013年12月にはTPP (Trans-Pacific Partnership)会議が当ホテルで開催され、日本からのVIPゲストもお出迎えしました。

2014年度は2年ごとに当地で開催されるシンガポール航空ショーも2月にあります。そして、3月のインターナショナルファニチャーフェア、4月のホテルフードアジア、6月には通信機器ショー、9月のF1グランプリが開催される予定で、これに伴ってこの開催期間およびその前後期間のホテルの稼働率はかなり上昇すると予測しています。しかし、その一方で、ブティックホテルをふくめ新規ホテルも続々国内でオープンしており、価格競争は2013年同様厳しくなっていくでしょう。価格競争だけに焦点を当てては、お客様へのサービス低下につながりかねません。特に当ホテルは観光客より、ビジネス客、特に当ホテルでの会議出席のお客様なので、ある程度の価格を維持しながらサービスを向上させていかなければいけない状況にあります。

2007年、2008年は需要と供給のバランスが崩れ、ホテル不足が生じ、ホテルの稼働率が100%が普通にあった時代でした。それに連動しホテル宿泊料金も大幅な値上げをしました。その後、マリーナベイサンズホテルオープンなど供給不足はすこし改善され、昨年からはホテルの宿泊室供給が十分に事足りる時代に突入しました。

市内だけでなく、市外のジュロンなどにも小規模なホテルがオープンし、ジュロン島でのプロジェクトビジネス客(エンジニアクラス)をターゲットにしています。ジュロン島にはオイル、ガス、化学工場がオープン。日本を代表する大企業、海外の大手企業、ドイツ、韓国企業がシンガポールにハブを置いています。日本企業が市内だけでなく、このようにジュロン島に工場を続々オープンしているので、それに伴い日本から派遣されるスペシャリストとされる専門知識を持った日本人

エンジニアもプロジェクトベースでシンガポールを訪れています。また、最近ではインドネシアに工場やプロジェクト設置の大手日本企業もあり、このため日本人営業ビジネス客だけでなく、このようなエンジニアの方々もシンガポールを訪れ、当ホテルでも宿泊されています。

最後に ～ グローバル化とグランド コプトーンウォーターフロントホテル

私はオーストラリアからシンガポールに2013年4月に赴任してまいりました。去年は新しいイベントもスタッフと共に企画し、11月にボジョレーヌーボーワイン祭、クリスマスライティングアップを開催しお客様にも喜んでいただきました。新しいホテルが次々にオープンし、ホテル間の競争も激しくなってきましたが、確かな戦略をもって従業員一丸となってサービス向上を目指していきたいと思っています。

以前、日本の東京に在住していました。家族と一緒に東京暮らしをしましたが、小さな地震がたびたびあったものの、東京での生活は家族と共に楽しく過ごすことができました。また、欧米文化とは異なった日本文化、日本人の丁寧な挨拶やこだわりをもっているかを知ることができ、このことが現在、ホテル支配人として日本人のお客様からの要望やフィードバックを戴いた時の対応の仕方に役に立っています。

今後も当ホテルの日本人スタッフと共に日本人の心のおもてなしを提供していくつもりです。

執筆者氏名

Winston L Reinboth (ウィンストン レインボース)

経歴

General Manage and Vice President of Sales & Marketing for Luxury Hotels Groups : Le Meridien Hotel & Resorts, Hilton International, Sheratown Hotels & Resorts and Marriott International

縁の下の力持ち～日常生活とシールについて～

TANKEN SEAL SINGAPORE PTE. LTD.
Managing Director

村田 正和



はじめに

シールと聞いて皆さんは何を思い浮かべますか？当然のことながら、ラベルやステッカーのシールを思い出す方が多いと思います。

シンガポールではジュロン島をはじめとする石油・石油化学・化学コンビナート、その他にも食品・医薬・電力の各工場にも多数使用されている“メカニカルシール”という機械。回転する軸を持つ機器に組込まれる1つの部品です。

和訳すると、機械的な漏れ止め装置。なかなか分かりにくい機械ですが、日常生活の中にも同じ様にシールをしているものがあります。一般の方にも分かり易い事例を元にメカニカルシールを紹介しながら、当地と日本のシールにまつわる比較をご説明致します。

メカニカルシールとは？

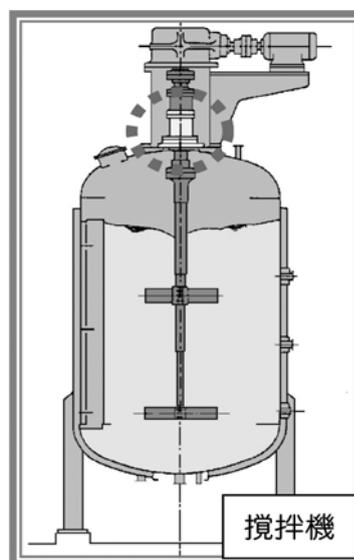
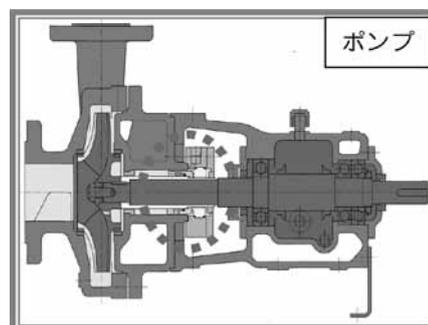
メカニカルシールという名前、初めて見た、聞いたという方が多いでしょう。その機械は一言で説明すれば、『漏れ止めの機械』です。漏らしてはいけないモノを想像してみてください。危険なモノ(ガソリンをはじめとする可燃性の液や、硫酸など人体に害のある液)、または漏れたものがそのまま損失になるモノ(食品や医薬品)が挙げられます。

それらの漏らしてはいけないモノを止めているのがメカニカルシールです。このメカニカルシールは、軸が回転する装置の内側と外側の境界に設置されているものです。回転する機械とは、液

体を送るポンプや、原料を混ぜて反応させる攪拌機などが代表的な回転機械です。

メカニカルシールは回転機械に組込まれて役に立ちます。そのもの自身だけでは役に立ちません。しかも、組込まれてしまうとあまり目立つ部品ではありません。しかし、無くてはならないものであるところが、縁の下の力持ちと言われる所以です。

図中の丸印の部分にメカニカルシールが装着されています。



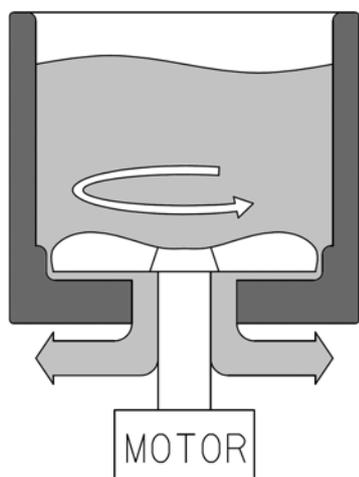
身近な回転機械

日常生活の中で回転機械と言われてもパッと思い出すものは無いかもしれません。ですが皆さんも毎日(単身者の方は週に1~2回?)使用されているものがあります。

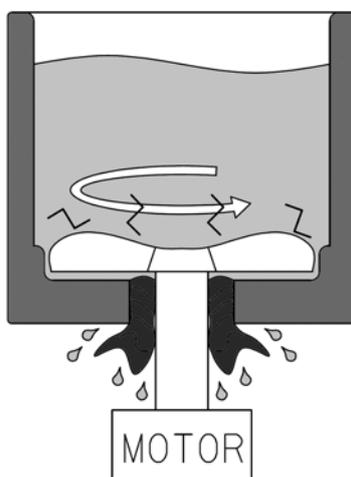
それは洗濯機です。実際の洗濯機にはメカニカルシールは使用されておりませんが、イメージがし易いので洗濯機を例に話を進めます。

洗濯機は浴槽の中に羽根車があります。その羽根車が回転することで水に渦を作ります。羽根車を回転させるためにはモーターが必要です。そのモーターは当然水の中には置けませんので、洗濯機の浴槽の外側にあります。浴槽内の羽根車と浴槽外のモーターをシャフト(軸)で繋いでいるわけです。さて、浴槽の底に貫通穴が開いていないと、シャフトは通りませんし、スムーズな回転が出来ません(洗浄時で約50回転/分、脱水時で1000回転/分程度です)。

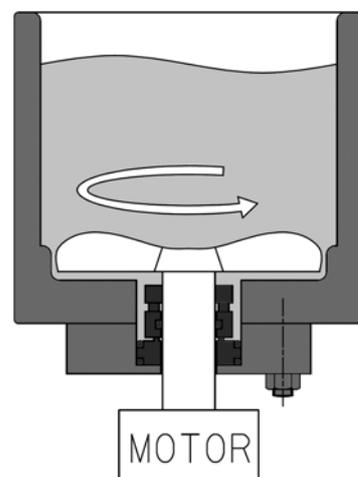
貫通穴が開いては、浴槽に張った水が外へ漏れてしまいます【図1】。そこでシールが必要になります。簡単なシール方法としては、布の様なものなどを隙間にギュギュッと詰め込めることである程度の漏れは止められます【図2】。しかし、布を詰め込んでしまうと、浴槽とシャフト(軸)の間には隙間がなくなり、シャフト(軸)はスムーズに回転することは出来ません。シャフト(軸)をスムーズに回転させながら、漏れを防ぐのがメカニカルシールです【図3】。



【図1】



【図2】



【図3】

当然、メカニカルシールは洗濯機の水が漏れる場面ではなく、前述の通り、漏らしてはいけないモノである危険な流体をシールしています。

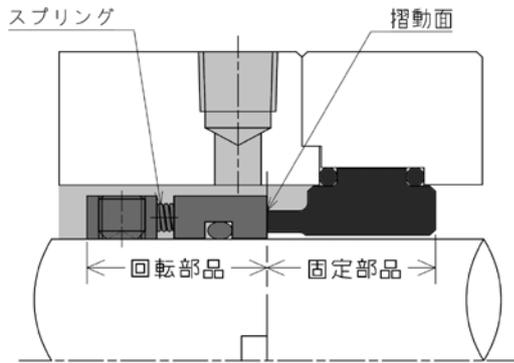
メカニカルシールの構造

少し専門的になりますが、回転しながら漏れを防ぐメカニカルシールの構造をご紹介します【図4】。メカニカルシール自身には回転する部品と、静止(固定されている)している部品があり、シャフト(軸)にほぼ垂直な摺動面(しゅうどうめん)と呼ばれる箇所が摩擦をしながら回転しています。その摺動面が漏れを防ぐメインの箇所になります。摺動面は二つの部品の平らな部分が摩擦をしているので、発熱します。また常に擦れているわけですから、その部分は摩耗していくのが当然であると思えます。しかしそんな状況では寿命が数年も確保できる訳はありません。その摩擦している部分には目に見えない程の薄い液膜を形成させ、その液膜によって摩擦熱を除去し、材料自身の摩耗を最小限にしています。

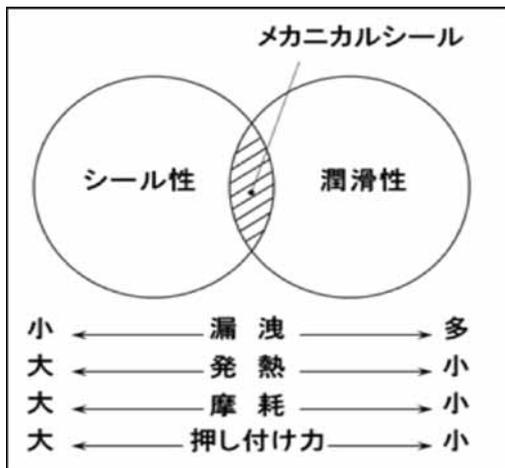
押し付ける力を大きくすれば、漏れは少なくなります。逆押し付ける力を小さくすれば、発熱も小さくなり、材料の摩耗も少なくて長寿命になります。このようにシール性と潤滑性のバランスが非常に大事になってくるのがメカニカルシールです【図5】。

外見上、その様な設計がなされているとは見ただけでは分かりませんが、シールする流体の性質や温度、シールする部分の圧力、またシャフト(軸)の回転数も全て考慮して設計されているのがメカニカルシールなのです。

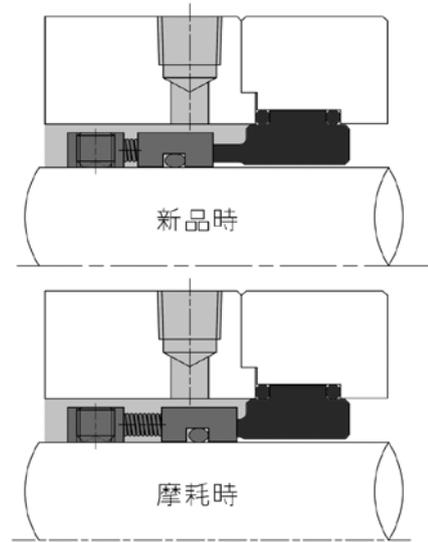
また、長年の運転で材料の摩耗が進んでも、スプリングの役割によって押し付けられるので、摺動面が開くことはありません。【図6】を見ると新品の時と、摩耗した時のイメージが出来ると思います。緩衝機構を持っているというのも、メカニカルシールの定義のひとつであります。



【図4】



【図5】



【図6】

グランドパッキン

布の様なもののシールがあると先ほど申し上げましたが、実際には“ひも状”のシールがあります。それはグランドパッキンと呼ばれるシールです。まさしく隙間に詰め込むシール方法です。

当地と日本で大きく違う点は、当地ではまだまだグランドパッキンを使用している場面が多く見られます。繰り返しになりますが、漏れては困るモノの場合、当地でもメカニカルシールを使用しています。逆に漏れても良いもの(安全なモノ)の場合、例えば“水”の場合、日本ではメカニカルシールを使用する場面が多くなってきていますが当地ではほぼグランドパッキンです。水も漏れると鉄を錆びさせる様に、周りに影響があります。また目には見えないコストがそこには発生しています。メカニカルシールに比べてグランドパッキンは寿命が比較的短く、メンテナンス頻度が多くなるからです。



日本と当地での違い

日本において、同じトラブルが繰り返されている場合、どの業界においても当然のように『改善』が求められます。弊社が所属する産業機械の現場でも毎回、同じトラブルに対してメンテナンスを行なうのであれば、コストが掛かるので『改善』は当然の考え方だと日本人は思っています。しかし当地においてはなかなか『改善』のマインドが浸透していないと感じています。

現状の寿命が半年程度のものであっても、原因を調査し、対策品を検討した結果、日本の実績からしても寿命が3年に伸びると話をしても『そんなに寿命が伸びたら自分達の仕事がなくなってしまう』と思っているスタッフもいると聞きました。新しいものに変えるリスクを負うことも、『改善』ということに対して消極的であるのも事実です。当地では雇用環境が日本とは異なり、簡単に解雇することも出来れば、退職して転職することも可能です。その様な雇用環境も遠因になっている気がします。

また、予算があるから毎回交換しても良いから兎に角『安いシール』を持ってきて欲しいと言われたこともありました。購入品単価でみると確かに安いのですが、その裏には物品以外のコスト(機器のオーバーホールに要する時間や人件費など)があることを認識できていない場面も散見されます。

メイドイン・ジャパンを世界へ

弊社の製品は全て日本で製造しているものをシンガポールへ輸入しています。今どき日本製?とも思われるかもしれませんが。メカニカルシールにおいて『カーボン』という材料が使われています。このカーボンを弊社では自社生産しております。社名も日本では(株)タンケンシールセーコウと言い、創業当時は炭素研究所と言いました。現社名までの経緯は省略致しますが、炭素の炭(たん)、研究の研(けん)で、タンケンという社名になっています。

カーボンの自社生産だけではなく、他の部品についても日本製です。日本製ではコストは確かに高くなりますが、過酷な環境で使用されるメカニカルシールの場合、永年培われてきたノウハウが部品のひとつひとつにあり、なかなか海外での生産で対応出来ない部分があります。特に弊社は量産品よりも受注生産品が多く、そのため多品種少量生産となってしまうことも理由のひとつに挙げられます。

また弊社は2011年にシンガポールと上海へ現地法人を設立致しました。メカニカルシールという製品の特性上、漏洩のトラブルからプラントが停まる可能性があります。日本では各コンビナートの近い場所に営業所があり、トラブルに対して迅速な対応が可能です。海外でも同様の対応が出来るよう、シンガポールと上海に遅ればせながら現地法人の設立に至りました。

『安全連続操業のサポートサービス』が弊社の社是です。その言葉を胸にシンガポールを拠点にして、周辺諸国のお客様のニーズに対応できるように弊社もようやく歩き始めたところです。

執筆者氏名

村田 正和(むらた まさかず)

経 歴

1974年 9月 神奈川県川崎市生れ。

1997年3月 関東学院大学卒業

1997年4月 株式会社タンケンシールセーコウ入社。

2011年 10月 シンガポール現地法人立上げで赴任。

趣味はテニス・野球・ソフトボール・ゴルフ・ドライブ。

シンガポールの高齢者介護—自立と家族支援が基本

THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
Professor of International Relations

田村 慶子



はじめに

シンガポールは目覚ましい経済発展を遂げて先進国の仲間入りをしても、社会福祉の分野では先進国を見習おうとはしていない。GDPの30%以上を社会福祉や保健医療関連予算に当てている欧米諸国に対して、シンガポールの支出はその半分ほどである。それは、政府が欧米の福祉主義とその経済的負担を懸念して「福祉国家」を明確に否定しているからである。初代首相リー・クアンユーは、「福祉は自立を阻む。国家が福祉に責任を負うと、人々は家族のために働かなくなり、生活上のあらゆることを国家に依存するようになる」と述べている。

この考え方に基づいて、2001年に「高齢者介護のマスタープラン」が策定された。そこでは以下のような理念が明記されている。

① 高齢者は出来る限り健康で活動的に過ごし、個人はみな老後に備えて責任と計画をもつ(Active Ageing)。

② 家族が高齢者介護の重要な第一の担い手である(Ageing in Place)。

③ 支援は宗教団体、ボランティアの慈善団体、草の根組織、自助団体などコミュニティの「多くの支援の手」によってなされる。

④ 国家は、個人、家族、コミュニティがそれぞれの役割を果たすための仲介者もしくは助言者の役割を果たす。

だが、急速に進む高齢化は、この理念の有効

性に大きな疑問を投げかけている。65歳以上の高齢者が人口に占める割合は2002年には7.8%であったが2013年には11.7%となり、2030年には約25%になると予想されている。この国はアジアで最も早く高齢化の進む国である。平均寿命は1990年の75歳から2011年には世界第4位の82歳まで延びた。女性の労働力化の進展と進む少子化、独身者の増大もまた、家族介護を難しくしている。2012年で15歳以上の女性の労働力化率は約60%となる一方で、出生率は2011年で1.20人にまで下がり、35～39歳の独身者は男性で20.3%、女性で16.9%にもものぼる。

このような状況の下で、今後ますます増加するだろう長期的な介護やリハビリが必要な病弱な高齢者には家族だけでは対応することが出来ないという批判が強まっているとともに、後述のように、外国人家事労働者に介護を任せる家庭が激増しているのである。

本稿では、自立と家族支援を基本とするシンガポールの高齢者介護制度を概観し、政府が現在進めている改革とその課題を考察する。

1 Active Ageingのための諸制度

(1) 強制貯蓄制度

「高齢者は出来る限り健康で活動的に過ごし、個人はみな老後に備えて責任と計画をもつ(Active Ageing)」という方針を支えるのが、中央積立基金(Central Provident Fund、以下CPF)である。CPFとは雇用者側と労働者側が毎月それぞれ一定の金額を給与から強制的に積立てる

もので、失業保険や公的な年金制度がないために定年後の唯一の経済的な保障である。CPF拠出金は、加入者が55歳になれば最低限度額(万が一のときに備えて保留しなければならない金額)を残して引き出すことが出来る。ただ、55歳以前でも特定の目的(住宅や医療、教育、投資)のために引き出すことは可能である。雇用者側と労働者側の積立拠出比率はその時々々の経済状況に応じて異なり、また49歳以下は拠出比率が高く、50歳以上になると拠出比率は徐々に下がっていく。

しかしながら、高齢者の貯蓄は少ないためにCPFは十分な老後の備えにはなっていない。それは、教育程度が低い(高齢者の56.0%が初等教育修了未満)のために高収入の職業に就くことが出来なかったこと、貯蓄の多くを住宅(公団)購入や医療費としてすでに使ってしまったためである。2005年の政府調査によれば、高齢者の70.4%は月収が1000シンガポールドル(Sドル)以下もしくは無収入で、87.5%が子どもの金銭的支援を受けている。

なお、2010年で高齢者の67%が子どもと同居、19.4%が配偶者のみと暮らし、1人暮らしの高齢者は8.2%である。日本では高齢者の34.7%のみが子どもと同居していること(2010年)を考えれば、子どもと同居する高齢者がシンガポールに多いのは「高齢者は家族が面倒を見るべき」という政府の方針が反映されたものといえよう。

(2) 多世代同居

シンガポール人の82%は政府の住宅開発庁が建設した高層の公団住宅(HDBフラット)に住み、その90%は分譲(持ち家)である。この高い持ち家率を可能にしたのは、低所得者しか賃貸の部屋には住めないために多くの国民は購入する以外の選択肢がないこと、CPF口座に貯蓄した資金を公団購入の頭金として使えるために国民の購買意欲がかき立てられたためであった。

このように「総公団化」「総分譲化」社会を作り上げた政府は、Ageing in Place促進のために、次のような優遇措置を設けて親との同居もしくは

近隣居住を奨励している。

- ・親と同居する子ども夫婦が新築や中古のフラットを購入する場合は、優先的に希望の場所や物件を選ぶことが出来る。

- ・親と同居、あるいは近隣居住する場合は、フラット購入に際して1万から4万Sドルの補助金を受けられる。さらに各種の税の優遇措置も受けられる。

(3) 外国人家事労働者

シンガポールには2012年で20万9600人の外国人家事労働者が働いていて、5世帯に1世帯は家事労働者を雇用していることになる。1987年には2万人ほどであったから、その急増ぶりがわかるであろう。家事労働者のほとんどはインドネシア人とフィリピン人、他はスリランカ人やミャンマー人で、その月収は350～550Sドルである。

もともと誰でも外国人家事労働者を雇用できるわけではなく、「既婚者で子どもがいる、もしくは介護の必要な高齢者と同居している」ことが条件とされる。また、外国人家事労働者を雇用するには一定程度の収入が必要である。雇用者は家事労働者のための保険を購入し、住み込みが原則なので食事や寝起きする場所を与えなければならない、さらに政府に毎月約260Sドル程度の雇用税を払わねばならないからである。しかし、12歳未満の子どもや高齢者がいる一定の収入以下(2012年で2200Sドル)の世帯の雇用税は3分の1に減額され、同時に政府補助金(2012年で月額120Sドル)も受け取ることが出来るなど、家事労働者を雇用しやすくなっている。これは今後も子どもや高齢者の介護には彼女らが欠かせないことを政府が認めているためである。

2011年で介護が必要な高齢者を抱える世帯の実に49%が外国人家事労働者を雇用している。雇用者は、「家庭内に住み込んでいる他人」が介護するなら家族が介護するのと変わらないと考えているのであろうし、次章で述べるように、高齢者介護施設が貧弱なために他の選択肢が限られるからである。

ただ、外国人家事労働者は高齢者介護に必要

な訓練を受けていない。保健省管轄の准政府機関である統合介護局やいくつかの病院では、外国人家事労働者のための介護訓練プログラムを用意しているが、有料であるためにあまり多くの受講者がいない。また、介護訓練を受けても滞在期間が延長されたり、給与が上がるわけではないので、家事労働者にとってもあまりメリットがない。一方、外国人家事労働者を雇用できない世帯では、高齢者を入所型介護施設に預けるか、デイケア施設に頼らざるをえない。

2 高齢者の介護施設

(1) 入所型介護施設

シンガポール政府は、自らが介護施設を建設・運営するのではなく、慈善団体や病院などが運営する民間の介護施設に補助金を出している。政府補助を受ける介護施設は44か所、政府の補助を受けない高額な私立介護施設は17か所あるが、すべての施設の全ベッド数は1万床に満たず、介護が必要な高齢者のわずか2～3%しか入所していない。なお、介護施設に入所あるいは利用できるのは、60歳以上の高齢者である。

政府補助が受けられる介護施設の入所条件はとて厳しい。看護と日常生活の介助を受けることができる老人ホーム(Nursing Home)の場合、①脳卒中や痴呆、その他の慢性的な病気によって身体的精神的に大きな障害を負った者、②車椅子もしくは寝たきりで、日常生活に介助が必要な者、③家事労働者やデイケア・センター、在宅看護などあらゆる介護の方法を試みたが入所以外の方法がない者、④家庭や地域で介護できる人がいない者、⑤入所者および家族が有する資産や収入調査に合格した者である。

養護老人ホーム(Sheltered Home)は、ある程度日常生活は出来るが全く身寄りが無い、もしくは家族と疎遠になってしまった低所得者が対象である。なお、資産・収入調査の結果によって、2種類のホームとも入所費用の最大75%まで政府補助が受けられる。

(2) 入所型介護施設の事例—ヘンダーソン・ホーム(養護老人ホーム)

2013年10月1日に養護老人ホームの1つであるヘンダーソン・ホーム(Henderson Home)を訪ねることができたので、その概要を紹介する。

ヘンダーソン・ホームはブキツ・メラという早くから開発が進んだ地区のなかの古い公団の2階にある(写真1)。現在18人の高齢者が入所、2人部屋(写真2)が原則だが追加料金を支払えば1人部屋をもらうことができる。部屋代と食事、光熱費などすべてを含む料金は月額500ドルであるが、資産・収入調査の結果によって政府補助金をもらうことが出来る。18人はすべて歩行可能な高齢者で、近所に友人や知人もいて元気に過ごしているという。



写真1: ホームの廊下で職員に声をかける入居者



写真2: ホームの部屋の内部

部屋は清潔で、トイレには高齢者が使いやすいように手すりが備えられていた。ホームの介護職員は毎日入所者に声をかけ、様子を見に行く。職員は10人でうち4人はフィリピン人である。10人は、下の階(1階)にあるディケア・センターの運営も行っているためとても多忙で、職員不足は深刻である。

なお、介護施設のシンガポール人職員の初任給は、施設によって若干の違いはあるが、未経験者の場合1000～1200ドルで、経験年数と研修を受けることによって給与は上がっていく。外国人介護職員はフィリピン人とミャンマー人が多く、月額約500ドルの給与で施設に泊まりこんで働いている。シンガポールの入所型介護施設で働く職員の50～80%は外国人で、ディケア施設は15～10%ほどである。入所型介護施設では痴呆が進んだ高齢者が多いため会話が必要ではないが、ディケア施設は高齢者とのコミュニケーションが求められるためである。ただ、初任給1000～1200ドルというシンガポール人労働者の平均給与の半分以下の安い給与では、シンガポール人職員を確保するのは難しい。シンガポール人職員のほとんどは50歳以上で、すでに一度退職した人か子育てを終えた近所の主婦などである。2011年でシンガポールの介護施設で働く外国人(専門職も含む)は1万3000人で、家庭での高齢者介護も施設での介護も、現場は外国人によって担われている。

(3) ディケア施設

一方、地域密着型のディケア施設は全国に約100か所点在している。ディケア施設には、健康な高齢者が娯楽や運動、ボランティアとの交流などをして1日を過ごす一般のディケア・センター(Social Day Care Centre、37か所)、何らかの病気の後遺症に苦しむ高齢者に機能回復訓練を行うリハビリテーション・センター(Day Rehabilitation Centre、47か所)、痴呆症の高齢者を預かる施設(Dementia Day Care Centre)などいくつかの種類があり、月曜から金曜まで高齢者を預かっている。費用は施設の種類によっ

て異なり、一般のディケア・センターは月額250～600ドル、リハビリテーション・センターは700～1200ドルであり、資産・収入調査の結果によって最大で80%まで政府の補助を受けることができる。

もともと、高齢者を抱える世帯でディケア・センターを利用している比率はわずか1.9%、リハビリテーション・センター利用は3%にすぎない。ディケア施設が夕方(早いセンターは16時)に閉まってしまうことや週末や祝祭日は開いていないこと、送迎は家族が行わねばならないために(一部の施設は有料で送迎をしてくれる)利用しにくいという声が大きいの。また、ディケア施設利用料に政府の補助を受けることができるとはいえ、月額350～550ドルで24時間いつでも介護を頼める住み込みの外国人家事労働者の雇用の方が安上がりと考えられる家族が多いためである。

なお、在宅で医療や看護を受けることができる制度もある。医療行為には130～200ドル、看護には80ドルを毎回支払うが、資産・収入調査の結果に応じて、それぞれ最大80%の補助を受けることができる。ただ、在宅医療・看護サービスを利用している世帯は、介護が必要な高齢者を抱える世帯全体のわずか4.5%である。やはり家事労働者を雇用する方が、時間が柔軟で安上がりなのである。

(4) ディケア施設の事例—聖路加高齢者介護イーシュン・センター(St.Luke's Eldercare Yishun Centre)

2013年9月27日、シンガポールの北東部の住宅地イーシュンにある聖路加高齢者介護ディケア・センターを訪問することができた。聖路加グループは病院の他に13か所ものディケア施設を運営する医療・看護・介護の最大手グループの1つである。

イーシュン・センターは、聖路加が運営するディケア・センターのなかでもかなり規模の大きいセンターである。公団の1階の広いセンターはホールと運動室に分かれていて、1日60人余りの高齢者が月曜から金曜まで利用している。1日のスケ

ジュールは以下のようになっている。なおスケジュールはほとんどのディケア・センターで共通している。

- 7:30～9:00 高齢者がセンターに到着
- 9:00～9:30 朝のお茶とお菓子
- 9:30～10:00 歌と祈り
- 10:00～10:30 体操
- 10:30～11:45 運動／娯楽活動

高齢者は2つのグループに分かれる。1つは運動室で身体機能回復のための運動を行い(写真4)、もう1つはホールでトランプやマージャン、塗り絵などをする(写真5)。ただ、新聞を読んだり、友人とおしゃべりをしてよく、グループの娯楽活動に参加するのは自由である。

- 12:00～12:30 昼食(業者が食事を運んでくる)
- 12:30～13:30 休憩(長椅子で休んだり、テレビを見るなど)
- 13:30～15:30 運動／娯楽活動 午前のグループを入れ替えて行う。
- 15:30～16:00 午後のお茶とお菓子
- 16:00～18:00 自由時間

家族は16:00から迎えに来る。

- 18:30 閉所



写真4：運動室で両腕の機能回復運動を行う



写真5：ホールで職員の指導を受けながら娯楽活動を行う



写真3：公団1階のセンター正面入口



写真6：外国人家事労働者に付き添われて運動をする高齢者

ディケア・センターを利用できるのは「歩行可能で健康な高齢者」であるため、足腰の弱い高齢者には外国人家事労働者が付き添うことがある。センターを訪問した日には、3人の高齢者がフィリピン人家事労働者の介助を受けながら身体機能の維持や回復運動を行っていた(写真6)。

センター職員によれば、聖路加が運営するディケア施設はすべてほぼ満員で、やはり職員確保が大きな問題になっている。もっとも、職員不足だけでなく、センターは60人を収容するには狭く、設備も十分とは言えないだろう。休憩に使う長椅子(写真5の後ろに映っている長椅子)はプラスチック製でリクライニングの機能はなく、横になるベッドもない。ディケア・センターを敬遠する世帯が多いのは、このような貧弱な設備と職員不足も大きな原因であろう。

3 高齢者介護の行方

(1)「ヘルスケア2020マスタープラン」

本格的な高齢化時代を迎えて、2013年3月保健省は2020年までの保健医療計画「ヘルスケア2020マスタープラン」を発表した。マスタープランは、①シンガポール人が必要なときにいつでも医療や介護施設を利用できるようにすること(Accessibility)、②医療インフラの拡充を行うこと(Quality)、③施設利用の政府補助を拡大して支払可能な利用料金にすること(Affordability)という3つが柱である。

①に関しては、国内を5つの地域に分けて、それぞれに拠点となる総合病院が、地域病院、入所型介護施設、在宅医療・看護サービス、ディケア施設と密接に連携を持つような統合された制度を2020年までに構築し、医療や介護施設へのアクセスを容易にすることを謳っている。

②では、①を実現するために、政府の医療支出を2013年から2017年までの5年間に毎年40億Sドルから80億Sドルへと倍増させて、2020年までに6病院(うち2つは総合病院)を新設し、病院ベッド数を30%(3,700床)増やす(後に4,100床へと

上方修正)こと、2020年以降にはさらに6総合病院と公立診療所を6~8か所新設すること、入所型介護施設を10か所、ディケア施設を39か所新設すること、および外国人医療スタッフの増員、シンガポール人医療従事者を倍増させることとその大幅な待遇改善も明らかにされた。

③については、入院や治療、ディケア施設利用料などで政府補助が受けられる世帯収入の上限を引き上げること(月収1400Sドルから2200Sドル)や、外国人家事労働者雇用税の引き下げなど外国人家事労働者を雇用している家庭への優遇措置の拡大も発表された。これらの措置によって、介護が必要な高齢者を抱える世帯の約3分の2が何らかの補助を受けられることになる。また、政府補助の対象となる薬の種類を増やすことも発表された。

なお、介護施設の現場で働く外国人は、2030年には現在の1万3000人から2万8000人に増加すると予想されている。

「ヘルスケア2020マスタープラン」は、これまで社会保障費への支出を最低限に抑えてきたシンガポールの社会福祉や高齢者介護政策を大幅に見直すものである。また、「高齢者に優しい街づくり」も打ち出され、政府は高齢化社会に向けた新たな姿勢を示し始めている。

(2) 求められる「高齢者に優しい社会」

もっとも、マスタープランにおいても「家族が高齢者介護の重要な第一の担い手である(Ageing in Place)」が見直されているわけではない。しかし、既述のように高齢者を抱える世帯の49%は外国人家事労働者を雇用し、ディケア施設の利用はわずか数%に過ぎない。兄弟姉妹でお金を出し合っって外国人家事労働者を雇用して高齢の親の家に住ませているケースもあるので、実際の数字はこれよりも多いという指摘もある。家族はすでに高齢者介護の重要な第一の担い手ではなくなりつつある。

「ヘルスケア2020マスタープラン」の実現によって、2020年には医療や介護施設は大幅に増えて、ディケア施設や在宅医療・看護制度の利用者

はそれなりに増えるであろう。ただ、マスタープランにおいても外国人家事労働者雇用への優遇措置が講じられているように、高齢者の日常の介護を担うのは外国人家事労働者であり続けることを政府は認識している。介護現場のスタッフが筆者に語ったように、「外国人家事労働者に介護を任せるのは望ましくないが、すでにこれは現実であり、規範になりつつある」といえる。しかし、外国人家事労働者は高齢者とコミュニケーションができないために、無言で機械的に食事や寝返りの世話、身体の洗浄を行うだけになり、結果的に孤独になる高齢者が多いことや、虐待も指摘されている。子どもは外国人家事労働者を雇用して家庭で高齢の親を介護してもらい、親孝行の面目を保っているものの、「親を介護する」という考え方がシンガポール社会から失われてしまうのではないかと、という深刻な不安も聞かれた。

また、収入が少なく家族のいない1人暮らしの高齢者の介護は、ますます大きな課題になるだろう。身寄りのない高齢者どうしが助け合って暮らす小規模グループホームを増やす計画があるが、介護施設建設用地であっても市場価格で土地を購入しなければならないためになかなか進んでいない。身寄りも収入もない高齢者は公団のフラットを安価で借りることができるが、その生活は悲惨である。民間団体などが、介護施設を建設・運営して政府は補助金を出すという従来のやり方ではなく、政府が土地を購入して高齢者施設を建設する必要があると思われる。

シンガポールは、高齢者介護の理念と政策を抜本的に見直す時期に来ているのであり、「高齢者に優しい街づくり」の実現など、さらなる福祉拡充政策を打ち出すことが政府に求められているといえよう。

執筆者氏名

田村 慶子(たむら けいこ)

経 歴

福井県生まれ。九州大学大学院法学研究科博士課程修了。北九州市立大学大学院教授。2011年9月から12年5月までシンガポール国立大学客員研究員。専門は国際関係論、東南アジア地域研究。

主要業績 『シンガポールの国家建設：ナショナリズム、エスニシティ、ジェンダー』、『シンガポールを知るための65章』、『多民族国家シンガポールの政治と言語：「消滅」した南洋大学の25年』(以上、明石書店)、『東南アジア現代政治入門』(ミネルヴァ書房)など。

「ふじのくに・静岡／Home of Mt. Fuji - Shizuoka」

を世界に広めるため～静岡県シンガポール事務所の活動について

SHIZUOKA PREFECTURAL GOVERNMENT REPRESENTATIVE OFFICE
REGISTERED IN SINGAPORE

長谷川卓



1 はじめに

2013年6月、静岡県は、1988年から約25年間にわたりお世話になったジェトロシンガポール事務所から独立して、静岡県単独での駐在員事務所をシンガポールに設立しました。私はその初代駐在員として、前職のジェトロ駐在員から引き続きシンガポールに駐在しています。シンガポールでの日本の地方自治体単独の駐在員事務所としては、高知県に続く2県目となる大変貴重な存在です。

今回は、民間企業の皆様にはあまり馴染みがないと思いますが、地方自治体の海外事務所について、私が勤務する静岡県シンガポール事務所の活動を例に紹介させていただきます。



新事務所にて現地スタッフと

2 活動内容

地方自治体の海外事務所の活動は、地域の活性化に繋がることであればすべてのことになるのですが、弊所の業務としては、(1)経済交流支援、(2)文化、教育、行政等交流支援、(3)海外での知名度向上、の3つが中心になっています。

(1) 経済交流支援

1988年に静岡県がジェトロシンガポールへの職員派遣を開始した際の主な理由は、県内中小企業の東南アジアを中心とする海外ビジネス展開の支援です。当時は1985年のプラザ合意による急激な円高の進行により、東南アジアへ生産拠点を設置する静岡県企業が増加していました。

地方自治体の海外事務所の経済交流支援活動の中で、①中小企業の海外ビジネス展開支援は、現在でも最も重要な活動の一つではありますが、近年では、②農林水産品の海外販路拡大と③海外からの観光誘客促進に関する活動が、次第に大きなウェイトを占めるようになってきています。

① 中小企業の海外ビジネス展開支援

静岡県の調査によれば、2013年4月1日時点で、静岡県に本社を置く企業で海外に拠点を持つ企業は435社で、事業所等の合計は1,186か所です。このうち中国へは、256社が、418か所の事業所等を展開しており、企業数、事業所等数ともに、国別では2位以下を大きく引き離して第1位です。一方で、アセアン10カ国を一つの地域としてみた場合、234社が399か所の事業所等を設置しており、中国に次ぐ第2位となります。

国・地域別展開状況

国・地域	企業数(社)	事業所等数(か所)
世界全体	435	1186
アセアン*	234	399
タイ	127	157
インドネシア	83	96
ベトナム	58	68
フィリピン	25	27
マレーシア	22	28
シンガポール	15	16
カンボジア	2	2
ラオス	2	2
ミャンマー	2	2
ブルネイ	1	1
南アジア*	32	40
インド	29	36
バングラデシュ	1	1
パキスタン	2	2
スリランカ	1	1
中国	256	418
オセアニア*	9	12
オーストラリア	8	9
ニュージーランド	3	3

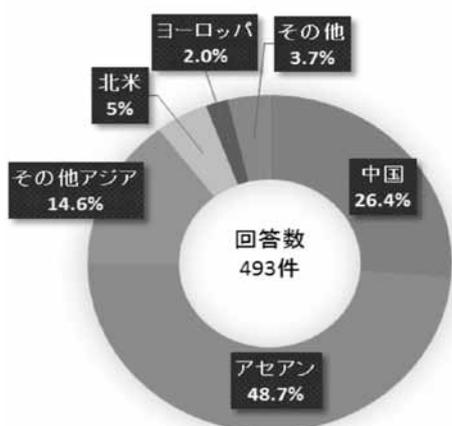
出典：平成25年度静岡県内企業海外展開状況調査報告書
2013年4月1日時点

*地域内の各国の企業数の合計と一致しない

(表1)

さらに今後の海外展開予定地域では、アセアンが48.7%を占めて、中国(26.4%)を大幅に上回っており、静岡県企業のアセアンへの関心は高まることがわかります。(図1)

今後の海外展開予定地域



出典：平成25年度静岡県内企業海外展開状況調査

(図1)

2008年のリーマンショック以降、特に輸送用機械(オートバイ、自動車)関連製造業の多い静岡県では、大手メーカーの国内生産縮小の煽りを受けて、それまで国内生産で頑張ってきた中小企業の海外展開が急速に進んでおり、タイ、インドネシア、ベトナムへ生産拠点を移す中小企業が増加しています。初めて海外へ事業所を設ける中小企業に対して、現地の法人設立手続きや工業団地の情報などを提供するのが地方自治体事務所の役割の一つです。簡単に言えばジェトロが日本企業向けに実施しているサービスを静岡県が静岡県企業向けに実施していると言ったところでしょう。弊所が担当する地域は、アセアン、南アジア、オセアニアです。設立したばかりで、現地スタッフ合わせて3名体制の事務所がこの広い地域をカバーするためには、これまでに以上に各国のジェトロ、大使館、日本商工会組織などの支援機関との関係を大切にしていかなければならないと考えています。

また、本年(2013年)度からは、特に静岡県企業の現地展開要望の多い、タイ、インドネシア、ベトナムの3か国で、日系企業向けに、法人設立、法務・労務・税務等の管理、販路開拓などの支援業務を行っているコンサルタント会社と契約して、「静岡県東南アジアビジネスサポートデスク」を設置し、静岡県企業の現地展開をサポートする体制を強化したところです。

②農林水産品の海外販路拡大

近年、各自治体が力を入れている活動の一つです。静岡県では「農芸品」と呼んでいます。県内で生産される農林水産品のアジアの富裕層に向けての販路開拓支援を行なっています。弊所の活動圏域国では、食品の輸入規制が少ないこと、日本食が定着していること、相当数の富裕層が存在することなどから、シンガポールが最有力の販路開拓先国となっています。

2011年度までは、「静岡フェア」と称してシンガポール国内の日系スーパーマーケットで静岡県産品の販促フェアを開催していましたが、近年は個別品目の販売支援に注力し、スーパーマーケットでの単品での販売支援、生産者や農業団体によるシンガポールの卸売業者、小売店、スーパーマーケット、

レストランへのセールス支援を行なっています。

静岡県といえば「お茶」を連想される方も多いと思います。2011年3月に起きた東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響で、シンガポールへのお茶の輸出が大変厳しい状況に陥りました。が、静岡県内に本社を置く製茶会社の皆さんの努力により、昨年から復活の兆しが見え始めています。今年は「倍返し」といきたいところです。

また、ミカンについても和歌山県、福岡県などの先進県に伍していけるようにシンガポールでの販路開拓を継続しているところです。近い将来、旧正月前のセール期間に地元スーパーマーケットに静岡県産のミカンが並ぶことを目指して、シンガポールの青果物輸入業者などと交渉支援に取り組んでいます。

このほかにも、静岡県が全国一の生産量を誇るわさび、温室メロン、うなぎ、桜エビなども有望な農林水産品として、シンガポールでも販売されています。

③海外からの観光誘客促進

近年、多くの都道府県が最も力を入れている海外活動が観光客誘致です。人口が減少していく中で、経済成長を維持するためには交流人口を増やすことが肝要です。観光客誘致は交流人口増大のために最も即効的で有効な取組です。

2000年代から海外からの観光誘客に取り組んでいた北海道、九州などの先進地域は、韓国、台湾、中国からシンガポールへ、続いてタイ、マレーシアへ、現在はインドネシア、フィリピン、ベトナム、さらにインドへ誘致対象国を広げています。

静岡県は2009年の富士山静岡空港の開港とともに、海外からの観光誘客促進活動を本格的に開始したこともあり、対象国も静岡空港の直行便が就航している韓国(ソウル)、台湾(台北)、中国(上海、武漢)が中心です。アセアンへの取組はいささか遅れ気味でして、2012年まではシンガポール、タイ、マレーシアで開催される国際観光博覧会に出展するか、日本政府観光局(JNTO)が主催するセミナー・商談会に参加する程度でした。2013年になってようやく、静岡県や県内市町が主催する訪問団がシンガポール、タイを訪問して、当地の旅行会社への静岡県を

訪問するツアー商品の造成、販売を働きかけるセールススクールを開始したところです。誰もが知っている富士山のみならず、日本国内ならば知名度の高い伊豆、浜名湖といった観光名所を持つ県として、今後は更に力を入れていくべき業務分野といえるでしょう。

後述しますが、2013年6月に富士山の世界文化遺産登録が決定しましたので、富士山観光も五合目訪問だけでなく、世界文化遺産の構成要素／構成資産として登録された白糸ノ滝、三保松原、富士山本宮浅間大社など、美しい富士山を觀賞できる県内名所への誘客を働きかけていきたいと思っています。

(2) 文化、教育、行政等交流支援

文化、教育、行政など、経済以外の分野における交流支援活動も、単独事務所としてスタートした弊所の重要な活動の一つです。経済交流支援とは異なり、成果が数値化しにくいこともあり、評価の分かれるところではありますが、1982年に友好提携を結んだ中国浙江省との交流のように、静岡県との行政交流から始まって、実際に経済交流が活発化した事例もありますから、とにかく地道に支援可能な分野から取り掛かっています。

①文化交流支援

シンガポールですが、日本人会、日本大使館、日本人商工会議所などからなる実行委員会が主催する「日本語スピーチコンテスト」に協賛して、一般の部と高等学府の部の優勝者に対して、静岡県へのホームステイプログラムを授与しています。また、シンガポール日本文化協会と共催して「日本茶の淹れ方セミナー」、「映像セミナー」を開催し、静岡県の食や景勝地、文化活動などを紹介しました。シンガポールの皆さんに静岡県のことを知っていただき、親静岡派になってもらうための取組です。

②教育交流支援

これもシンガポールですが、毎年修学旅行でシンガポールを訪問する静岡県内の高校2校とシンガポールナンヤンポリテクニク校との間で行なわれている交流プログラムを支援しています。既に学校間の信頼関係が完全に形成されているため、ここ数年は弊所の役割はほとんどない、自立した交流となっています。こうした教育交流は、若い世代の相互理

解を深めることができるので、将来にわたって親静岡派になっていただける可能性がありますから、もう少し実施したいところですが、受入側学校の負担が大きいことから、交流数を大幅に増やすことができない状況です。

③行政交流支援

以前、1960年代～1980年代が最も盛んだったと思いますが、日本の地方自治体と海外の地方自治体との姉妹都市提携がブームになった時代がありました。当時は姉妹都市提携を結んだ自治体間で、首長や議会の相互訪問、伝統的な祭りや文化イベントへの参加、留学生の相互派遣などの交流事業が行なわれていました。また、提携先の海外の都市に職員を派遣している自治体も幾つかありました。現在では、職員を派遣している自治体は少なくなりましたが、文化・教育等の交流事業は地道に継続しているところが多いようです。

弊所が管轄する東南アジア、南アジア、オセアニア地域内で、静岡県が友好提携を締結している地域・地方自治体は存在しないため、これまでは、こうした行政交流を支援することはほとんどありませんでした。しかしながら、2012年にベトナム最北部に位置するクアンニン省政府訪問団が静岡県を訪れ、静岡県との交流を要望してきたことから、2013年10月に静岡県副知事を団長とする調査団を派遣することとなりました。この訪問では、実現可能な分野から交流を検討しようということとなり、静岡県の得意分野でもある青少年のサッカー交流を進めることとなりました。クアンニン省側の最終的な要望は経済交流ですが、道路や工業団地などのインフラ整備がまだ進んでおらず、正直申し上げて静岡県の中小企業が生産拠点を設けるのには、まだまだ難しい状況でした。しかし、サッカー交流のような草の根レベル交流から将来の本格的な交流が生まれる可能性もありますので、地道に交流関係を維持していくのが大切と考えています。

(3) 海外での知名度向上

海外での知名度向上は、地域のブランディングとして、先述した経済交流のうちの主に②農林水産品の海外販路拡大、③海外からの観光誘客促進に繋がる取組です。弊所の活動としても重要であると認

識してはいるのですが、多額の広告費を持っているわけではないですから、限られた予算の中で、ない知恵を絞り出して、いかに知名度を上げていくことができるのか、思案に暮れる毎日です。

シンガポールを始めとする東南アジアで、日本の地名で知られているのは、東京、大阪、京都、横浜、北海道、九州、名古屋ぐらいでしょうか。最近では観光物産プロモーションに力を入れている岐阜、沖縄の知名度が上がっているようです。

翻って、東南アジアでの我が静岡県の知名度は？と言いますと、残念ながら、低いというか、ほとんど知られていないと言うのが現状です。事務所単独化以前にも、なんとか静岡を知ってもらおうと、いろいろな機会を利用して「静岡県」の名前を出すように努力はしてきたのですが、現実是非常に厳しいです。余談ですが、シンガポール人にはアルファベット表記の「SHIZUOKA」は、発音が非常に難しいようでして、「シジュオカア??」になってしまい、名前を覚えてもらうこともなかなか大変な状況です。

とは言いつつも、いろいろと試行錯誤をしながら、知名度向上活動を続ける中で、本年度の活動の中で最も手ごたえを感じた取組を2つご紹介します。

一つ目は県知事自らがスピーカーを務めるセミナー開催です。昨年6月20日、弊所の開所式に併せて開催した「静岡セミナー」での静岡県の紹介、11月11日、インド・パンチガーニで開催された「コー・イニシアティブビジネス会議」での「富国有徳・ふじのくにづくり」についてのプレゼンテーションでは、それぞれ100人を超える聴講者から大好評を得ることができました。やはりトップが自らの言葉で自らが行政運営する地域について、誇りを持って紹介する姿は説得力もあり、共感を呼ぶのだと思います。

最近では地方自治体の首長がトップセールスと称して、観光や物産振興のために外遊することが多くなりましたが、確かに効果的な方法であると感じました。これに関しては、弊所の直接の活動ではないので、自分の力不足を感じてすこし複雑な気持ちではあります。



「コー・イニシアティブビジネス会議」での
静岡県知事プレゼンテーション

二つ目は、現在力を入れている取組でして、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用です。弊所では東南アジアでも最も人気の高いSNSのFacebookに「ふじのくに～静岡」サイトを設けて、情報発信を行なっています。

2013年6月、富士山が世界文化遺産に登録されることが決定しました。昨年は日本では富士山世界遺産登録の話題で大いに盛り上がっていたのですが、登録決定直後の観光博覧会に参加したシンガポール、タイ、マレーシアでは、来場した一般の人や日本に関心の高いはずの旅行会社の方に尋ねても、ほとんどの人が「そうなの？知らなかった。」という返事でした。そこで12月にFacebookの弊所のサイトを利用して、富士山世界文化遺産登録記念キャンペーンを行い、世界文化遺産に登録された富士山をPRするとともに、富士山とともに世界遺産の構成要素／構成資産として登録された静岡県側の施設や場所をPRすることとしました。

古から信仰の対象として、絵画、詩など芸術の対象として、日本の特別な存在である富士山本体を紹介するページと、富士山本宮浅間大社、白糸ノ滝、三保松原などの静岡県側に存在する12の構成要素／構成資産を紹介するページを設けて、静岡県の文化遺産・富士山を強調して、PRすることとしました。

キャンペーン開始前の弊所Facebookサイトの「いいね」会員は約2500人でしたので、約1ヶ月間のキャンペーン期間中の会員獲得目標数を富士山の高

さと同じ3776人として開始したのですが、あっという間に目標を超え、最終的には12000人を超える方に「いいね」をクリックしていただくことができました。「いいね」会員の中から抽選で1名に静岡旅行ご招待をはじめ、富士山関連の記念品を用意して会員募集を行なったことも奏功したのでしょうか、予想以上の反応の良さには、改めて富士山の知名度、人気の高さを認識させられることとなりました。

富士山観光では、富士見の場所として人気の高い河口湖を持つ山梨県や箱根の神奈川県に後れを取っている静岡県ですが、世界文化遺産になった富士山の所在地、「ふじのくに静岡～Home of Mt. Fuji - Shizuoka」として知名度向上に繋げていきたいと考えています。

3 おわりに

だらだらと冗長な文章で弊所の活動を紹介してしまい、恐縮です。最後まで読んでいただいた方に拍手です。

地方自治体の海外活動も単独で実施するよりも、より広範な地域と連携して実施していくことが国益にも適う場合が多いですから、特に近隣の県とは協力していきたいと思います。また、官民連携も大変重要になりますので、民間企業の皆様にも引き続き、「ふじのくに静岡～Home of Mt. Fuji - Shizuoka」の海外活動に対して、ご支援、ご協力をいただければ幸いです。

執筆者氏名

長谷川 卓(はせがわ たく)

経歴

1962年静岡県生れ。

1987年京都大学大学院農学研究科修士課程修了

1987年静岡県庁入庁

趣味は、スポーツ観戦とジョギング

JCCI

~New Year Party 21st January 2014~

Regent Singapore

~シンガポール日本商工会議所 2014年8部会合同新年会~

8部会合同2014年シンガポール日本商工会議所新年会が1月21日、Regent Singapore Royal Pavilion Ballroomにて開催されました。今年は合計260名のメンバーに参加していただき、各メンバーとの交流をお楽しみいただきました。

第3工業部会大谷部会長の挨拶で本会は開会され、秋山会頭及び8部会長による鏡割り、続いて会頭の音頭で乾杯が行われました。本年度はサンドアートの芸術家、ロランス・コー氏をお招きし、シンガポールの歴史をテーマにしたサンドアートをお楽しみ頂き、最後に貿易部会佐々木部会長の挨拶で閉会をいたしました。





多くの皆様のご参加、ありがとうございました！！

《日本シンガポール協会のイベントをご紹介します》

1. 「JCCI 派遣留学生 ジャーメインさんの歓迎会」を開催

9月9日に来日し、早稲田大学国際教養学部にて在籍中のJCCI派遣留学生・ジャーメインさん (Ms. Tan Jing Yi Germaine) の歓迎会を、10月23日(水)に『だん』三田店にて開きました。ジャーメインさんは、シンガポール国立大学の日本語学科を休学し日本に約10か月滞在します。中学生の頃から日本のアニメファンだったことなどを語ってくれました。同じく9月に、JCCI派遣留学生・ヒュアン・バオイさん (Ms. Tan Jing Yi Germaine) が来日し、大分県のAPU(立命館アジア太平洋大学)での留学生生活を始められました。シンガポール工科大学の会計学科を休学し日本に約10か月滞在します。協会では、お二人の留学生生活をサポートしてまいります。皆さんもあたたかいエールをお願いします。



2. 「The Get Together 2013～会員懇親忘年会・新入会員歓迎会～」を開催

11月20日(水)、東京六本木の在日シンガポール大使館にて、78名の参加を得て「The Get Together 2013～会員懇親忘年会・新入会員歓迎会～」を開催しました。2年ぶりの開催となった本会には、新入会員10名とご家族、北海道や九州から駆けつけていただいた会員、日本香港協会・日米協会の会員にもご参加いただきました。



William Tan首席公使より歓迎のご挨拶をいただき、懇親会では海南鶏飯(ハイナンチーフン)のケータリング料理を供しました。場所をホールに移し、ジャズ・シンガーの櫻井みどりさんとジャズ・ピアニストの八木隆幸さんのご出演によるミニコンサートでは、しっとりとした秋を数々の曲で彩っていただきました。

3. 中部シンガポール協会との交流会が開催されました

11月22日(金)、小泉グループ(株)の全面的なご協力の元、東天紅・名古屋店にて『中部シンガポール協会』との交流会が開催されました。中部シンガポール協会からは、会長の田中武彦氏、名誉会長(前会長)の宮崎雅史氏はじめ多数ご出席いただき、当協会からは、鈴木会長、宇野副会長、迫理事、石原参与、小泉グループ(株)より諸岡氏の5名が出席しました。2014年は中部シンガポール協会設立25周年の年にあたり、中部シンガポール協会としてシンガポール往訪の計画もおありになるとのこと、日本シンガポール協会としても種々お手伝いをさせていただければなどの話で盛り上がりました。

◆はい、こちらは「日本シンガポール協会」です!

「日本シンガポール協会」は1971年の設立以来、「シンガポール日本商工会議所(JCCI)」とも密接に連携し、日本とシンガポールとの経済協力、文化交流を深めるための活動をボランティア・ベースで行っています。シンガポールとの関係、交流を深めるため、ご帰国されましたら、あるいは今から協会の活動にご参加されませんか。ご入会を心からお待ちしています。連絡先は右記のとおりです。(2013年1月に、事務所は港区赤坂より港区芝に引っ越しました)

一般社団法人 日本シンガポール協会
〒108-0014 東京都港区芝4-7-6 芝ビルディング308
電話: 03-6435-3600 FAX: 03-6435-3602
E-mail: singaaso@singaaso.or.jp
ホームページ: <http://www.singaaso.or.jp/>

シンガポール日本商工会議所
事務局便り

《 1月度 活動報告 》

1月16日(木) 観光・流通・サービス部会 「Art Stage見学会」を開催致しました。日本を含む各国の芸術がシンガポールに集結し、これからの芸術界を担うアーティスト達の作品も数多く見られました。現代アートならではの個性豊かな作品に触れることが出来、大変貴重な見学会となりました。

《 2月度 行事予定 》 ※予定は事情により変更・追加されることがございます。

開催日	行事名	主催	時間	場所
2月7日(金)	2月度広報委員会	JCCI	12:30-14:00	調整中
2月11日(火)	2月度運営担当理事会 第525回理事会	JCCI	11:30-12:15 12:15-14:00	日本人会
2月12日(水)	第2工業部会 懇親ゴルフ	第2工業部会	13:00-21:00	Jurong Country Club
2月14日(金)	建設部会 「マーケットストリートタワー現場見学会」	建設部会	10:00-11:30	株式会社竹中工務店 マーケットストリート タワー 作業所事務所
2月25日(火)	観光流通サービス部会 懇親ゴルフ 予定	観光流通部会	13:00-21:00	Tanah Merah Country Club (Garden Course)



月報

Feb, 2014

編集後記

長年シンガポールに住んでいると、新年が明けても本当の新年を迎えたような気がしなくなります。新年が過ぎて、街のあちこちで毎年恒例の中国正月の音楽が鳴り響いたと思うと、やがて、道路を行き交う車が少なくなり、大半のお店がシャッターを下ろした静かな中国正月の当日の朝、ようやくと本格的な正月が来たと実感します。

今年もそんなダブル正月の季節がやってきました。2月号の月報の表紙は、その中国正月の飾り付けで華やかなチャイナタウンの様子が映し出されています。

月報2月号はそんな華やかな中国正月に相応しいホットな話題が揃いました。まずは、「東南アジア最後のフロンティア」として注目されるミャンマーの投資の現状、そして日本人を初め外国人来訪者が記録的な伸びをみせるシンガポールのホテル事情、日本と同様、急速な人口の高齢化に直面する介護の実態。また、普段なかなか目や耳にすることはないメカニカルシールの貴重な話題について、ご寄稿頂きました。また、今月号の業界プラス1「自治体」は、世界遺産登録でまさしくホットな富士山で注目される静岡県の新加坡での事務所の活動を紹介しています。執筆者の方々には、ご多忙にも関わらず、それぞれ興味深い原稿を執筆頂いたことを、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

月報2月号は、FUJI OIL の高橋利明、ジェトロ・シンガポールの本田智津絵が担当致しました。



編集

高橋 利明 Fuji Oil (Singapore) Pte. Ltd
本田 智津絵 JETRO Singapore

発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197
E-mail: info@jcci.org.sg
Web: <http://www.jcci.org.sg>

印刷

TOH-SHI PRINTING SINGAPORE PTE LTD
4 Ayer Rajah Crescent, Singapore 139960
Tel: 6775-2555 Fax: 6775-1661

月報広告 募集中



シンガポールでの経済活動に役立つ情報を提供する「月報」。
JCCI では会員企業様に月報紙面を広告スペースとしてご活用頂くため、
広告掲載の募集を実施しております。

◆掲載要領◆

●掲載型●

- ☆ 掲載箇所 月報各号（毎月上旬発行）
- ☆ 掲載期間 1ヶ月より申込可能
- ☆ 掲載価格 1ページ\$800 /月 +GST

●A4 チラシ封入型●

- ☆ 封入箇所 月報背面（毎月上旬発行）
- ☆ 封入回数 1回分より申込可能
- ☆ 封入価格 \$500 /月 +GST *各社1か月1枚のお値段



【申込にあたり】

- ・お申し込みは JCCI 会員様に限ります。
- ・掲載は先着順、1ページ単位です。
- ・掲載1ヶ月前までに、
広告データを事務局へご提出ください。
(PDF ファイル)
- ・お申込後のキャンセルはご遠慮下さい。

【連絡先】

シンガポール日本商工会議所
Tel: 6221-0541
E-mail: info@jcci.org.sg

